

令和元年第6回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月10日

午前10時00分開議

於 議場

1. 議事日程（第2日目）

日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
10番 松田達之	11番 片山裕治
12番 上田健一	

4. 欠席議員（1名）

9番 米村洋

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平山早苗 書記 畑野照美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 稲田和也
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民課長 尾村幸俊	福祉課長 山本昭義
農業振興課長 前田昭雄	農地課長 星田達也
建設下水道課長 野田俊明	地域振興課長 前崎誠
会計管理者 橋本智明	学校教育課長 岩本博美
生涯学習課長 増永光幸	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

9番、米村議員から、本日の会議に対して、体調不良のため出席できない旨の欠席届が提出され、これを認めましたので報告します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田健一君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において項目ごとの質問を終わるときは、その旨を申し出てください。

2番、木下厚君の発言を許します。

○2番（木下 厚君） おはようございます。2番議員の木下でございます。

私の質問は、本町の基幹産業である農業政策について、今までの取り組みと今後の課題及び5年後の本町の青写真を知りたいと思います。本町でも農業後継者の不足、高齢化、人手不足、農業機械の更新の資金等など、ほかにもいろいろと問題が発生してありますが、今回は本町の特産品の一つである、もち米と農業後継者について質問したいと思います。

まず、もち米の産地としての今後についてです。本町がもち米の産地となったのは、若洲地区にカントリーエレベーターができてからです。カントリーエレベーターができて、品質の統一、調整歩合の均一、量の確保、粳で貯蔵するメリットなど、高い評価を米の業者さんからいただいております。その流れによって、東部カントリーエレベーターが平成5年に完成し、氷川町の特産品として認知されました。私も当時JAの役員の一員として、建設に関わった者でございます。今、カントリーエレベーターの運営が存続の危機に直面していると思います。

東部地区のカントリーエレベーターが完成した当時は、い草ともち米の二毛作でバブルの頃でした。400トンサイロが10本、1本は荷受け用です。3,600トンの能力がありました。い草の生産がピークに近い頃で、ここで乾燥機を所有しており、初年度は3,170トンの荷受けがありました。平成6年から平成7年にかけて、農家の生産意欲と天候にも恵まれ、5,200トン、5,500トンの増収になり、ラジアルビン3基、300トンサイロ3基でございますが、増設し合計4,500トンの荷受けが可能になりました。

その当時、農業政策で共同利用、田植え機、防除機、コンバインの補助があったことが大いに貢献したと記憶にあります。またカントリーエレベーターが稼働したことで、個々の農家には多大な恩恵がありました。それは一つ、農業機械の共同利

用で機械に投資する資金が削減しました。二つ目に労働力の分散、軽減になりました。3番目に、配偶者の負担が減ったと思います。ほかにもいろいろありますが、農家が活気に満ちていました。

カントリーエレベーターが利用できるようになり、今年で約29年になります。施設の老朽化、利用面積の減少など、今、対策を講じないと、もち米の産地として立ち行かなくなることが目に見えています。

そこで、質問事項でございますが、アが今年度の作付面積はどれくらいか。イ、平成20年から平成30年度の作付面積はどうなっているか。ウのカントリーの利用状況についてでございます。

1番目の質問事項は、以上であります。

2番目の質問事項にいきます。次は、農業後継者についてです。氷川町の新成人はここ3年間ぐらい私も出席していますが、毎年100人から110人ぐらいいらっしゃると思っておりますが、就農する人は少ないように感じております。また一度、社会に出てUターンして、親の農業の後継者となった人は人口減少問題、後継者の確保から、本町といたしましても大切にバックアップする必要があると思います。

一つ、例をとりますと、後継者対策といたしまして、山都町では本年度より農業後継者1人当たり50万円、夫婦や兄弟で就農する場合は70万円助成金を贈ることにいたしましたということでございます。ただし、条件がありまして、2015年以降に就農した45歳未満の人で、農業次世代人材投資事業を受けていない人が条件で、一経営体当たりの上限は70万円です。この政策で7人に交付決定通知書を手渡したということでございます。農業が元気になると、町も元気になると激励し、本年度は21組25人に交付されたということでございます。山都町も本町と同じく農業が基幹産業でございます。

そこで、アの後継者は育っているか。最近5年間の高校、大学を出て、新規に就農をされた方、またUターンをして親の農家を継いだ方など、尋ねたいと思います。

以上でございます。質問席に移って答弁を求めたいと思います。

○議長（上田健一君） 木下厚君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、もち米の産地としての今後について、アからウまでの答弁を求めます。

農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） それでは、木下議員のもち米の産地としての今後について、アの今年度の作付面積はどれくらいか、イの平成20年度から平成30年度の作付面積はどうなっているのかについて、一括してお答えします。

もち米の作付面積は、町内の農家から提出されました農業所得安定対策等交付金に係る営農計画書の集計数字でお答えします。なお、数値は四捨五入しておりますので、その点ご了承ください。令和元年度のもち米の作付面積は、最も多いヒヨクモチが344.6ヘクタール、その他のもち米が0.2ヘクタール、全体で344.8ヘクタールの作付面積となります。

平成20年度から平成30年度までの作付面積は、2年ごとでお答えいたしますのでご了承願います。まず、平成20年度、ヒヨクモチの作付面積は647.4ヘクタール、その他のもち米が22.9ヘクタールで、670.2ヘクタールの作付面積となります。平成22年度は、ヒヨクモチが616.6ヘクタール、その他のもち米が7.0ヘクタール、合わせて623.6ヘクタール、平成24年度は、ヒヨクモチが573.9ヘクタール、その他のもち米が5.4ヘクタール、合わせて579.3ヘクタール、平成26年度は、ヒヨクモチが479.8ヘクタール、その他のもち米が6.9ヘクタール、合わせて486.7ヘクタール、平成28年度は、ヒヨクモチが445.2ヘクタール、その他のもち米が3.8ヘクタール、合わせて449.0ヘクタール、平成30年度は、ヒヨクモチが382.7ヘクタール、その他のもち米が3.5ヘクタール、合わせて386.2ヘクタールの作付けとなっております。

ウのカントリーの利用状況についてお答えします。東部地区カントリーエレベーターの利用状況につきましては、JA八代の資料によりお答えします。利用者の作付面積、受け入れられた生粍重量について、過去5年間の数値を報告いたします。平成26年度が作付面積が392.4ヘクタール、生粍重量が3,502トン、平成27年度が作付面積383.0ヘクタール、生粍重量3,283トン、平成28年度が作付面積362.4ヘクタール、生粍重量3,210トン、平成29年度が作付面積351.7ヘクタール、生粍重量3,205トン、平成30年度が作付面積312.4ヘクタール、生粍重量2,863トン、以上の作付面積、受け入れた生粍重量となっております。

以上で、ア、イ、ウの答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 木下厚君。

○2番（木下 厚君） 今、課長が申されたとおり、東部地区の荷受能力に対して、ここ3年間、極端に荷受能力に対して減少でございます。

荷受能力があるのに、なぜ減少したかということを私もちよっと考えてみました。やはり、機械の更新時期も来ています。高齢化にもなっていますが、平成26年から平成30年度の5年間のカントリーの利用状況を見ますと、平成26年度、課長が言った3,502トンでございます。平成30年度は2,863トンです。カントリーの荷受能力に対して、約半分でございます。私も大変心配しているところでご

ざいます。東部地区ができたとき、行政より初年度1,000万円、2年度、3年度500万円ずつ、計2,000万円の公的な資金が入ったと、私も記憶しているところがございます。

国の政策の一因と考えますが、本町は農業が基幹産業でございます。今、カンントリーエレベーターの運営が危機に直面していることをもう少し真剣に考える必要があるんじゃないかと思っています。この辺のところは前田課長、再答弁でございますが、どのようにしたら、個々の農家の考えでもあります、機械の更新時期に来て、後継者不足もあります、私は行政とJAがタイアップして、もう少し踏み込んだ政策をしてもらいたいと思います。このカンントリーが、能力以下の荷受けになりますと、運営上、本当に危機になります。カンントリーができたおかげで、氷川町には米の業者さんはおられません。ライスセンターという業者さんは、カンントリーエレベーターがあったおかげですね。これがなくなると、荷受けができなく、能力以下になりますと、運営陣も大変困っているわけでございます。

それで、課長、もう少しJAと行政がタイアップして、よその業者さんが荷受け、乾燥を受け入れますと、あとは小作で農地も他町村にいきます。この氷川町で回っていたお金が、他町村しか事業者さんがおられませんので、今でも他町に氷川町のお金が流れています。その辺のところをもう少し踏み込んで、JAとしっかり協議してもらいたいと思います。課長の考えを伺います。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 東部地区のカントリーエレベーターですけど、これにつきましては現在JA八代東部地区カンントリーの利用組合のほうで運営されています。良好な運営ができるために、それにはまず、もち米の作付けが増えて利用者が増えることが一番の重要な課題だと思います。原因と伺いますか、農業者の高齢化が進んでいます。その中で作業しやすいWCSの作付けが増えたものとも考えられます。また、平成30年度までには、それまで米の作付面積に対して交付金があります、米の直接支払交付金がありました。それがなくなったことも原因の一つかと考えております。

作付けが増えて利用が増えるために、いくつかの方策があると思います。一番早くできることと伺いますと、現在、東部地区のカントリーの荷受け作業時に、交通渋滞とか、利用者の方が渋滞で待っていることがあります。その利便性を図るためにも考えられることとしまして、荷受け時の混雑を減らすために、荷受けの期間が10日程度あります。それを延ばして、1日の荷受量を減らして混雑を減らす。利用者の利便性を図る。

それと、もち米の作付けを増やす方策があると思います。今、集落営農組織等の

組織で、農地の集積、集約化、資材の一部購入などができるように進めていくことによって、作業効率の効率化、またコスト軽減が図られます。そういったことで米づくりが継続できるよう、議員おっしゃったようにJAと協議を進めながら進めたいと思います。

以上で、答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 木下厚君。

○2番（木下 厚君） 課長から前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。私も当時、JAの役員をいたしておりまして、私のときはもう10年ぐらい前だったのですが、そのときは値段も割とよく、その後だったですね、民主党の政権になりまして、米をつくれれば1万5,000円の交付金がありまして、そのときは1万5,000円で、私たち農家も大変助かったわけでございます。それから、7,500円になりまして、課長が申されたとおりでございますが、その辺のところは、今までのことを言っても仕方ありませんが、やっぱりこの東部カントリーが運営できるように、行政とJAがタイアップして、やはり荷受けを能力いっぱいですね、施設があるわけですから、荷受けいっぱいの米をつくってもらうように取り組んでもらいたいと思います。

カントリーの経費が年間5,000万円から6,000万円要ります。今は3年間の収支決算書をカントリーの総会総代からいただきましたところ、毎年、もう老朽化になっていますので、毎年毎年500万円ずつぐらい経費が増えています。

交通渋滞の話もありましたが、30日間ぐらい最盛期はありました。今は12日間でございます。この渋滞は、私もカントリーの設立当時にかかわったわけでございますが、補助金関係ですね、今は荷受けするホッパーは6系列ありますが、はかりは2系列しかありません。それで、時間的に暇がいるわけでございます。もう受け口は6ありますが、200キロのはかりは2つしかありません。それで1回量ると、2トンまで量るわけですが、200キロを2トンで割れば10回ちきりに載せるので、それで時間がかかっているわけでございます。その辺のところは、もうカントリーの機械の能力ですから仕方ありませんが、そんなところを考えまして、私が思うのは、やはり行政とJAがもう少し連絡を密にして取り組んでもらいたいと思って要望したところです。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 1項目はこれでよろしいですか。

○2番（木下 厚君） はい。

○議長（上田健一君） では、次に質問事項2、農業後継者についてのアからイの答弁を求めます。

農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） それでは木下議員の農業後継者についてお答えします。

アの後継者が育っていますか、についてお答えします。最近5年間の高校、大学を出て新規就農された新規学卒者、またUターンし新規就農された方の人数についてお答えします。平成26年度は新規就農者数9名で、うち新規学卒者は2名、Uターン就農者は2名です。平成27年度は新規就農者数9名で、うち新規学卒者は1名、Uターン就農者は3名です。平成28年度は新規就農者数13名で、うち新規学卒者は5名、Uターン就農者は5名です。平成29年度は新規就農者数11名で、うち新規学卒者は2名、Uターン就農者は3名です。平成30年度は新規就農者数8名、うち新規学卒者は3名、Uターン就農者は2名です。5年間の年間平均では新規就農者数10名、うち新規学卒者数2.6名、Uターン就農者数は3名です。

続きまして、イのUターンし後継者になった人に助成金を考えているか、についてお答えします。まず、Uターンし農業後継者になった、この方を特定して補助金をしているものはありません。

農業を始める方を対象に、さまざまな事業を行っています。まず、農業次世代人材投資事業、これは次世代を担う農業者になることを志向する者に、就農直後の経営確立を支援するものです。原則50歳未満で、独立自営就農する認定新規就農者に対し、市町村を通じて年間最大150万円を最長5年間交付するものです。この事業に併せまして、市町村が中心となり新規就農者が抱える経営栽培技術、営農資金の確保、農地の確保、この3部門から栽培技術や経営確立に向けた指導、相談等のサポートを行っています。また、農業者担い手塾は、塾生の農業経営力向上を目的に研修会の開催や、農業経営関連研修会への参加費を助成しております。今、述べました事業のほかにも、新たに農業を開始する青年等の就農計画の作成支援と認定することで、青年等就農資金の借り受けができる制度などを通して、後継者への支援を行っているところです。

議員質問のUターンし後継者になった人への助成金につきましては、まだ今のところ考えていないところです。

以上です。

○議長（上田健一君） 木下厚君。

○2番（木下厚君） 今、課長からいろいろ話がありました。新規就農者しかりでございますが、新規就農者には県の事業だろうと思いますが、年間150万円、2人で220万円だったですかね、その恩恵がありますね。

私も新規就農者さんも、これは必要です。本当に必要でございます。私は農家の、

自分の家が農家で、その後継ぎの人たちをもう少し育てる政策が必要ではないかと考えています。農家の後継ぎということは、やはりその農業を継承して、子ども生まれまして、新規の人も大事ですが、やっぱり農家は今までの親の蓄積も、経営のノウハウもあります。もう軌道に乗るのも早いと思います。その辺のところを考えて、山都町の事例を紹介したわけですが、氷川町は氷川町の政策が、町長の考えもあろうかと思えます。

私も50年ちょっとばかり農業をやっております。私たちが農業に就農したときは、い草、大多数の人は氷川町は、竜北町といいましたが、全部い草でございます。い草と水稻ですね。それから昭和47年ぐらいから減反政策が、米あまりになりました。減反政策があったかと、私たちの農地が昭和49年ぐらいに、土地改良があったと記憶しております。そのおかげですね、農地も30アール区画になりました、大変恩恵を受けたところでございます。その恩恵を受けて、これから頑張ろうというところに、い草の値段が崩壊したわけでございます。それで、今の農家の人たちは施設園芸、葉物野菜、根菜類、果樹、氷川町には大変、農産物があるわけですが、それぞれ努力しておられることと思えます。

その辺のことを考えまして、氷川町はもっと農業で元気になるような政策を、町長にお伺いしたいと思えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 長年、JAの理事をされて、あるいはカントリーの代表をされてきた木下議員、氷川町の農業をまさに憂えて、今ご質問されたものというふうに思っております。

氷川町に限らず、日本の基幹産業は農業であります。食料がない国は滅びます。そういったことを考えますと、やはり農業はこれからもしっかり大事にしていかなければならない、そういうふうに私も思っておりますし、氷川町もこれまで、そういった政策で農業立町という立場で行なってまいりました。これからもその立場は変える気持ちもございません。

併せて、その中では農業として、これから永遠と継続できていくのかと、生かすためにはどうするのかということになりますと、やはり何といても所得でございます。生活できる所得をきちんと担保しませんと、後継者も育たないわけでございます。先ほどおっしゃいましたとおり、議員が就農された当時は、い草とまさに米で、それだけで生活ができていた時代もございました。しかし、今はなかなかそういった時代ではございません。そういった意味で、いろんな作物が今展開されておりますけども、その作物を今それぞれに応援をしているところでございまして、その栽培、いわゆる営農の仕方というものも個人経営から集落営農組織に変えてはど

うかという形で、今取り組んでいるところであります。これは一つの農業の形でありまして、それが全てではございませんけれども、今後の農業継続のための一つの方法かなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、農家所得を上げること、これがやはり農業後継者の育成につながりますし、農業の継続にもつながっていくわけでございます。その所得を上げるために、どうするのかというところはやはりですね、先ほどから議員おっしゃいますとおり、町とJA、経済連、やはりしっかりと手を結んで進めていく必要があるんだろうというふうに思っておりますし、それ以外の所得の出方というものやはり私たちは考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

そういった意味で15年前に道の駅も建設をいたして、直売所もつくったところでもありますし、それなりの所得をあそこであげていらっしゃいます。そういった総合的な観点からやっていきませんと、一つのことを、あるいはお金をやれば後継者が育つのかと、そういうことではないと私は思っておりますので、やはり基本的に所得の向上を目指した農業のあり方というのをですね、これからもしっかり見つけて応援していきたいなというふうに持っております。

○議長（上田健一君） 木下厚君。

○2番（木下厚君） 町長の前向きな発言、ありがとうございました。

いろいろ言いたいことはありますが、今日はこの辺で質問終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（上田健一君） 以上で、木下厚君の一般質問を終わります。

次に、1番、西尾正剛君の発言を許します。

○1番（西尾正剛君） 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

昨年度、当初の定例会前の議会運営委員会の中で、一昨年度まで、平成29年度までの氷川町ふるさと寄附金の額が低調であったことから、先進地への研修を行ったらどうかという意見が議員から出ました。研修先は、年間数十億円の寄附を集めているという佐賀県のみやき町や宮崎県の都農町が候補に挙げられたと思います。残念ながら、みやき町では一切研修は受けられないとのことで研修は見送られましたが、その際に担当課から氷川町の平成30年度の取り組みについて、若干でしたが説明を聞くことができました。

地方税法の寄附金税額控除を法的根拠としている、ふるさと納税は制度設計当初には予定されていなかった寄附者に対して、寄附金の額に応じて主にその地域の特産品を返礼品として送付する自治体が現れ、返礼品の内容をアピールして寄附を募る自治体が年々増加してきました。返礼品には商品券や旅行券、感謝券といった金券類や家電、家具、アクセサリ、時計といった装飾品や換金性が高いものがどん

どんネット上で紹介され取り扱われたため、当初からの制度趣旨に反するとして、ついに総務省は全国の自治体に返礼品の見直しを通知しました。そして、令和元年6月1日からは返礼品は還元率3割程度とし、アマゾンギフト券など地場産業でない返礼品を送付し、多額の寄附金を集めた自治体を寄附控除の対象から外すこととしました。

寄附控除の対象から外れたのは、このふるさと納税に係る指定制度、事前審査の結果に参加希望の申請をしなかった東京都のほか、静岡県小山町、大阪府泉佐野市、和歌山県高野町、昨年に視察研修を打診した佐賀県みやき町の4自治体が返礼品にネットショッピング会社や旅行会社のギフト券などで巨額の寄附を集めたとして、対象自治体から外れたようです。また、宮崎県の都農町などの43自治体は、10月1日までに再指定の可否について認定される必要があるみたいです。ふるさと納税は地域活性化を目的として始まったわけですが、過度な返礼品や地場産業とは無関係な返礼品が制度の趣旨にそぐわないとして、ふるさと納税の寄附者に対して返礼品を送るのを取りやめた自治体も出てきました。

さて、氷川町のふるさと納税につきまして質問させていただきますが、ア、10年間の累計額は2,230万円であるが、昨年度1年間でそのうち43パーセント、963万円の寄附がっております。どのような取り組みが行われた結果なのか、またどういった返礼が行われたのか、お伺いをしたいと思います。

氷川町では平成20年に、ふるさと納税がスタートして以来、氷川町のホームページを見ますと、10年間で2,331万5,100円の寄附がっておりますが、そのうちの4割強の963万6,000円が平成30年度として、598件の寄附件数として報告されております。

冒頭、話しましたように、平成30年度取り組みについて若干の説明を受けましたが、担当課からコンサルに委託したのなら、コンサルがどのような取り組みが行われた結果なのか、コンサルだけの結果ではないはずですので、担当課としてのどのような取り組みを行った結果、急激に結果を出すことができたのか、お伺いしたいと思います。また、氷川町では一昨年までと違って、どのような地場産、特産品をどこが窓口になって返礼品としたのか、併せてお尋ねをいたします。

次に、イ、令和元年度の目標額はどのくらいを掲げているのか。また、どのような策を講じられようとしているのかですが、今回の補正予算の企画費で、ふるさと納税事業支援業務委託料として、1,100万円が今回の補正予算で上がっております。今年度からの取り組み内容と目標額を掲げておられましたら、その額についてお尋ねをいたします。

次に、ウ、企業版ふるさと納税の取り組みは可能なのかですが、ご承知のとおり、

企業版ふるさと納税は正式名称を「地方創生応援税制」といいます。会社等が氷川町に寄附をすると、税負担が軽減される制度です。

氷川町は地域再生法の認定を受けていますから、氷川町が実施する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して寄附をした場合は、寄附の3割が税額控除になるという仕組みです。現行制度では3割の税の軽減があるため、地方創生応援税制で新たに寄附額の3割が税額控除され、これまでの2倍の6割の税が軽減効果があります。つまり1,000万円、企業が寄附したら、その会社の税負担の600万円が軽減されるという仕組みですが、この制度は今年度までの4年間です。しかし、政府は来年度から期限を5年程度延長する見込みであり、また6割から9割に引き上げる方向で調整に入っているとこのことのようにです。この企業版ふるさと納税は、企業のイメージアップにつながる一方で、自治体からの見返りが少ないため、返礼品を受け取れる個人版と異なり、寄附に対する直接的なメリットは乏しいために、昨年度、全国で30数億円規模のようです。直接的なメリットがないため、地方の小規模自治体は応援してくれる企業を探すのが難しく、寄附集めに苦心すると思いますが、氷川町で個人版ふるさと納税を併せて、この企業版ふるさと納税の取り組みを考えておられるか、お伺いをいたしたいと思います。

最後に、エ、寄附の際は、事業区分ごとに受付を行っているが、どのような使われ方がされているのかについてお伺いいたします。平成30年度の寄附金の充当先である事業内訳を見てみますと、総額963万6,000円のうち、一番最後の6番目の町長がふるさとのために必要と認める事業、つまり町長裁量で自由にどうぞといった寄附が約半分の500万円、次に多いのが3番目のふるさとの次代を担う子どもたちの教育、子育て支援に関する事業に対してで、3割強の312万円と続いています。

一旦、寄附されたお金は、ふるさと氷川応援基金に積み立てられるわけですが、その後、この事業内訳ごとにどういった内容の支出がされているのか、お尋ねいたします。

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君の質問事項、1、ふるさと氷川応援寄附金（ふるさと納税）が平成30年度の1年間は急激に伸びたが、どのような取り組みの要因結果なのか。また今後どういう計画をたてられているのか、アの答弁を求めます。

企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 西尾議員のAのご質問について、お答えいたします。

昨年度から新たな取り組みといたしまして、インターネットでの受付を開始しております。ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自治体に感謝や応援の気持

ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めることができるもので、平成20年に創設された制度でございます。これまで氷川町にご縁のある方からの寄附があっており、熊本地震後の平成28年度、平成29年度にはそれまで以上の応援をいただいたところでございます。このような趣旨の制度ではありますが、ふるさとを限定するものではなく、ふるさと納税での財源確保やお礼に、地元の特産品を送り、特産品のPRをする動きが全国的に広がりました。そこで、氷川町といたしましても、氷川町をご存知でない方に対しても氷川町を知っていただくきっかけとして、インターネットでの受付を行い、また寄附のお礼として農産物や加工品など魅力ある氷川町の特産品を送ることにより、町のPRや特産品の販路拡大につなげられればとの思いで、インターネットでの取り組みを始めたところでございます。

インターネットでの取り組みに関しましては、業務委託をしており、寄附の受付、寄附の収納管理、受領書の発行、返礼品ページの作成、返礼品の発注及び送付などを委託しております。担当課であります企画財政課の平成30年度の取り組みでございますが、まず返礼品の掘り起こしについて、定住自立圏であります八代市及び芦北町と意見交換を行い、2市町の取り組みを学びました。

また、お盆の帰省客をターゲットとしたPR活動を3日間、新八代駅の新幹線改札口付近で行い、パンフレット配布と併せて返礼品の一つであります梨をJA梨部会にご提供いただき、120個配布いたしました。10月には大阪で開催された、ふるさと納税のイベントに出向き、参加自治体の取組内容や返礼品などについて学んでまいりました。さらに11月は、平成29年度までに寄附をいただいた方へ事業報告書を送付するとともに、新たな寄附をお願いいたしました。12月には福岡市天神で開催された、ふるさと納税イベントへ参加し、氷川町ブースやステージ発表で町及び特産品のPRを行いました。このようなさまざまな取り組みを行っております。

返礼品につきましては、平成29年度までは町で直接寄附を受け付けており、寄附者が選ぶという仕組みではなかったため、その都度、物産館へ依頼し送付しておりました。インターネットでの受付を機会に、町内の事業者をお願いし、返礼品の登録をいたしました。受付開始時は19品目でスタートいたしましたが、事業者に随時ご協力をお願いし、青果物や加工品、工芸品など、現在80品目の登録となっております。返礼品は寄附された方に選んでいただき、昨年度は梨や晩白柚、柑橘類の詰め合わせなど農産物を選ばれることが多かったようでございます。

これで、アの答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） ふるさと納税が始まって10年経ったわけですが、これまでの9年間は氷川町にご縁のある方、応援をしてくれそうな人に直接アプローチをして、氷川町の特産品の紹介をしながら、ふるさと納税の寄附をお願いしていたのが、昨年度からはインターネットで、今の話にありましたように、80品目に増やして、それを紹介して募ったところ、一気に3.5倍に増えたということでもよろしいですか。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） ただいまのご質問ですけれども、インターネット受付により氷川町にご縁の無い方からの寄附も多くありましたが、町独自の取り組みにより、町へ直接寄附いただいた方も増加し、結果として3.5倍となりました。
以上でございます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今、お話の中で、これまで氷川町の物産館を経由していたのが、業務委託をお願いした会社が寄附の受付とか、収納の管理とか、受領書の発行とか、そういったことまでやってくれるということですが、今の説明からするとそうなんですけれども、もう直接、氷川町の業者さんのところに委託業者から通知がいて、寄附をされた方に直接配送されるということですね。よろしいですか。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） インターネットによる受付につきましては、今、議員がおっしゃられたとおりでございます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 平成30年度の決算書では、企画費で56万円のふるさと納税寄附に対する報償費というのが執行されております。新八代駅などで梨が配布された120個ですかね、配布されたということですが、ですからインターネット以外でもこの56万円分、直接そういった方からの寄附があったということですね。ですから、インターネットはインターネットで寄附を募りながらも、直接そういった寄附もされた方がいらっしまったということですね。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 報償費の56万円は、町へ直接寄附された方へのお礼品の費用でございます。先ほど申し上げましたとおり、町へ直接の寄附も多く、全体の4割程度でございました。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） もう1点、お願いしますが、昨年度の実績からしまして、分かりやすくざっくりしたところで、額で話しますと、平成30年度については約1,

000万円集まったのですけれども、そのうちの約半分がサイトの運営会社、委託業者にいったと。実際、決算書を見てみたところ301万円だったんですが、ちょっとざっくりしたところで、寄附の半分はそういったところに行ったと、その3割の特産品の話ですが、この3割の300万円というのは、この半分の500万円の中に入っているわけなんですね。つまり、500万円がまるまる町の寄附として入ってくるのでは、そういったことですね。確認という意味で、お尋ねをしたいと思います。どうでしょう。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） ただいまの寄附額、約1,000万円に対しての業者への委託、約500万円につきましては、返礼品及び送料を含んだ金額でございます。その返礼品の約3割分の費用につきましては、町内の事業者さまの収入に入っております。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） もう1点、お願いしますが、実は今年の4月22日に、町の臨時議会で専決処分されました税条例の一部を改正する条例の中で、このふるさと納税に係る説明が税務課長からされました。これは3月28日に国会で可決された改正自治法、地方税法に係る新制度ですが、返礼品は地場産業から寄附額の3割以下、仲介サイトへの手数料とか送料を含んだ諸経費と返礼品の金額の合計で、この寄附額の5割以下と限定をされました。

つまり、昨年度のほかの自治体の様子を見てみると、ヤフーとか楽天とか、そういったふるさと納税運営サイトの運営者による中間マージンに回る金額がちょっと多すぎるかもしれません。そういった感じを持ったのですけれども、実際に実績に応じた委託業者への支払いであるかどうかというのが一つと、この中間マージンを抑えるような工面ということが必要だと考えるんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 返礼品は、ただいまありました地場産品で寄附額の3割以下という基準がありましたが、新规定によりまして経費の総額は寄附額の5割以下という項目が追加されておりまして、最近の送料の高騰により5割を超える場合がありますので、寄附コースの若干の見直しを行ったところでございます。

委託料につきましては、公募型プロポーザル方式により選定した事業者との委託契約を締結しているため、次回の業者選定の際に検討させていただきたいと考えます。

○議長（上田健一君） アの答弁はよろしいですか。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。

○議長（上田健一君） 次に、イの答弁を求めます。

企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） イのご質問について、お答えいたします。

インターネットでの取り組みを開始する時点で、1年間の目標額1,000万円を掲げておりました。初年度でありました昨年度は、議員からありました963万6,000円で、目標には達しておりませんが、受付件数は598件で、前年度36件の16倍以上であり、氷川町のPRにはつながったものと思っております。

今年度からはさらにインターネット受付窓口を2カ所増やし、目標額を3,000万円といたしました。インターネットで多くの方の目に触れる機会で、氷川町及び町の特産品を知っていただくこととなり、寄附額につながっていくと考えております。

以上で、イの答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） インターネット開始までで1年間の目標額を1,000万円にしたという答弁でございました。

実は、昨年7月13日に、町会議員9名の方と県会議員の4名の方、あと町の執行部の人たちが意見交換会が行われました。その際に、課長のほうから、ふるさと納税の1年間の目標は1,000万円ですというお話がありましたものですから、実際のところ可能かなと思っていたところ、1,000万円近くいったものですから、担当者と担当課としては、非常によく頑張りなされたですねというような気持ちでいっぱいですが、今回の補正予算で、このインターネットの受付を2カ所増やして3カ所として、1,000万円だったのが、補正の額を見ても3,000万円となるわけですが、これは昨年同様、個別に働きかけも行う2段構えというふうになるんでしょうけれども、他の自治体での返礼品をネットで見ると、やはり人気が高いのは地元産の黒毛和牛、豚肉、うなぎの蒲焼、無農薬のお米などで、数十億という寄附を上げている自治体もあります。

先程、工芸品とか加工品で80品目に増やしたという説明があつたんですけども、今年度から新制度で返礼品は地場産業と限定されているわけですが、どういったその掘り起こしというのを考えておられるのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 返礼品につきましては、地場産品が基準であるとい

うふうになっております。ただし、地場産品のほか、熊本県の地域資源といたしまして、馬刺し及び赤牛が認められておりますので、新たに返礼品として登録いたしました。また既に、返礼品をご提供いただいている事業者にもプラスワンでのご提供をお願いしており、今後も新製品の掘り起こしに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今のご説明のところ、赤毛和牛といたら阿蘇ですか。熊本県産といたら、そうなりますね。地場産ではなくて、地元の赤毛でなかったり、馬刺しであっても、氷川町の特産としてあげていいということですよ。

とすると、県北のほうから仕入れて、氷川町の業者さんがそれを窓口になって送ると、そういった流れになるわけですかね。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） 町内の事業者さまに取り扱いをいただくということでお願いしております。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 先ほど80品目という話もあったんですが、地元の特産品の現物確保というのが限界となれば、ちょっとほかの手段もないかなと思って、私個人でもいろいろ考えました。豊表の助成金とか、これは自分で考えたぐらいのこと、まず、さとふるサイトを見る前だったんですが、梨マラソンの参加費とか、ログハウスの宿泊券とか、そういったものも商品として出せないかなと思って、直接問い合わせをしました。立神峡ログハウスについては、宿泊料いくらですかと聞いたところ1万6,000円と、10人ぐらいで1万6,000円ですという話だったんですよ。ところが、さとふるサイトを見たところ、ちゃんとこのログハウスも入っていて、ちゃんと取り組んであるとばいねと思いました。

梨マラソンも今年から4,000円になったみたいですが、これも1万5,000円のふるさと納税で4,000円の参加費が得られるということみたいです。しかし、これが限界になれば、こういった参加型、体験型というものもぜひ考えてほしいと思うんですけども、氷川町でのいちご狩りとか、梨ちぎりとか、そういった農業体験型というものも幅広く意見をまとめながらでも、返礼品として考えてほしいなと思うのですがいかがでしょうか、課長。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） ただいま議員からご紹介ありました、立神峡ログハウス宿泊券及び梨マラソン大会の出走権などは、現在、返礼品として登録しており

ますが、今後もさらに魅力ある返礼品を開拓していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田健一君） イの答弁はよろしいですね。

○1番（西尾正剛君） はい、ありがとうございました。

○議長（上田健一君） 次に、ウの答弁を求めます。

企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） ウのご質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、市町村が地方創生を推進する上で効果の高い事業を地域再生計画として作成し、国が認定した事業に対し、企業が寄附を行うものでございますが、ハードルが高く全国的に取り組みが進まない状況でありました。今年度より地方創生推進交付金の対象事業にも活用できることとなりましたが、県内での認定状況はあまり伸びていないようでございます。

氷川町におきましては、八代市及び芦北町との連携事業であります、「海外クルーズ船寄港を生かした観光物産プロジェクト」及び「八代圏域ツナガルインターンシッププロジェクト」の2つの事業について、3市町で取り組みを始めたところでございます。

寄附の働きかけといたしましては、さまざまな機会を通じて氷川町と何らかの関わりがある企業の経営者の方々にPRするのが効果的と考えております。

以上で、ウの答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 先ほど冒頭お話ししましたように、こういった寄附を行おうという企業にとっては、個人版と違って返礼品があるわけでもないし、メリットが非常に乏しいということで、もちろん10万円以下は対象外ですけれども、税制上の優遇制度があるといっても、どこの自治体を探すのか、自治体を応援するのかというのが面倒くさいみたいです。しかし、企業としては積極的に、社会貢献に取り組む姿をアピールできるということで大きな効果があって、イメージアップにつながると思います。

少しほかの自治体のホームページを調べたところ、こうした企業に対して呼びかけを行っている自治体もあちこち散見されるんですけれども、氷川町でもこういった企業版ふるさと納税の紹介ということをやって、募って見たらどうだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（上田健一君） 企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君） ただいま、ご提案がありましたとおり、町のホームページやパンフレット等を活用し、周知を図ってまいりたいと思います。

併せまして、来月、町長が大阪のほうへ出張された際、交流された方々にトップセールスとしてご紹介いただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 決算書の寄附を見たところ、ふるさと氷川応援寄附金963万6,000円の下段に、教育費寄附金50万円というのがございました。生涯学習課長に聞いてみましたところ、光永八火先生のお孫さんの中野さんという方が図書用にとのことでの寄附だったみたいです。

もう15年以上の話になって、話自体風化しているんですけども、きちんと聞いた話でもありますので、この場で話をしたいと思うんですが、八火図書館を建て直そうという話が出たとき、電通から4、5百万円ぐらい図書費用として寄附してもいいよという話がありました。合併後も宮原振興局併設の際に、八火図書館が併設される際に設計費用とか、この設計費用については電通が抱えているコンサル、そういった話だったと思いますが、そういった建設費用とか建築費用の一部を電通が寄附するという話もありました。しかし、最後はうやむやになったかと思います。

先ほど、町長のトップセールスの話もありましたが、氷川町出身の社長さん以外で、まだ命日に電通九州支社から来庁されますので、世界の電通でもありますし、先ほど言いましたように9割も東京都に納めなくて、こういった氷川町にという話もできるかと、税制が変わってからできるわけにもなりますので、そういったのでどうかなのかという思いがあったのですが。

この点も今話題の泉佐野市を見てみましたところ、泉佐野市では昨年度ふるさと納税額が135億円です。泉佐野市の一般会計の予算が、これもネットで調べましたところ563億円でした。ここの場合は、アマゾンギフト券が多かったということで、その4自治体の中に入ったんですけども、一般会計の予算の24パーセントをふるさと納税で募ったというような実績が出たわけです。

議会前に議員控室で、ほかの議員さんたちとちょっとお話をしたんですが、旧宮原町も旧竜北町も氷川町も多くの全国の自治体と同様、3割自治体です。自分たちの税金とか実財源でやっていけるのは3割で、ほかはこういった補助金とか、交付税あたりで賄って運営されている予算ですけども、こういった泉佐野市の場合は、ちょっと極端な例ではあるんですけども、ぜひ、町長にトップセールスとして世界の電通などにアタックしてみしてほしいと思うのですが、町長、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ふるさと納税につきまして、ご質問いただきました。本当に時

期を得た質問をいただきまして、ありがたく思っておりますし、町民の皆さま方にもこれだけの納税が集まっているんだ、あるいはどういった方法があるんだというのを、このやりとりを聞いていらっしゃる方はだいぶ理解をしていただいたのかなというふうに思っております。

その上で、ふるさと納税の本来の趣旨、目的というのが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、やはり氷川町にお世話になった人、氷川町に思いのある人ほか、自分の思いで納税をされるのが私は一番いい形だろうというふうに思っております。その上で、氷川町の魅力あるものに賛同を得て納税をいただくというのも一つの方法だろうというふうに思っておりますし、企業版の今話をされておりますけども、当然、氷川町出身の経営者もたくさんいらっしゃいます。東京の県人会あたりに参加しますと、呼ばれて何回か行きましたけれども、それぞれ事業を行っていらっしゃる方もいらっしゃいます。大阪にもいらっしゃいます。それぞれの都市にいらっしゃるものというふうに思っておりますし、あらゆる機会を使って、そういったお願いはしていきたいなというふうに思っております。

電通のお話も出ました。創始者がうちの出身ということでございますけども、これまでもいろんなお付き合いをさせていただいておりますし、現在もそのつながりはあるわけでございますので、私も折りがありましたら、また電通の本社のほうに出向きまして、今のような話もしてみたいなというふうに思っております。

昨年の約1,000万円の寄附のうち、その5分の1に当たる額の寄附をされた方がいらっしゃいます。それは先ほど言いました氷川町出身の方でございまして、経営者でありますけども、直接私のところにお持ちをいただきました。1時間ぐらいお話をしました中で、「まさに氷川町に育てられた、氷川町にお世話になった、だから今の私がある、だからぜひ氷川町のために使っていただきたい」という思いですね、去年の額の5分の1に当たる額をご寄附をいただいたわけでございますので、その方も経営者でありますから、今後こういった法人版のほうに変わっていくというのも一つの方法であるかと思っておりますが、何といたしましてもやはりふるさと納税の趣旨を逸脱しない範囲で、これからはしっかりとPRをしていきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（上田健一君）　ウはよろしいですね。

○1番（西尾正剛君）　はい。

○議長（上田健一君）　次に、エの答弁を求めます。

企画財政課長、濤岡美智代君。

○企画財政課長（濤岡美智代君）　エのご質問についてお答えいたします。

寄附額につきましては、適正に管理運用するため、ふるさと氷川応援基金に積み

立てており、3年に1度取り崩し事業に充当しております。

最近は、平成28年度に充当し、町のホームページでもお知らせしておりましたが、具体的な事業といたしましては、医療健康づくり事業として児童医療助成事業に、教育子育て支援事業として小中学校ICT導入事業に、環境保全維持管理事業はごみ減量化対策事業などに充当いたしました。今年度も充当を予定しておりますが、教育子育て支援事業として、すこやか赤ちゃん出産祝金事業、町長の認める事業にはこども医療費助成事業に充当を予定しております。

以上で、エの答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今のご説明で、いったん基金に積み立てられたあと、3年に1回取り崩して各事業に充当し執行すると。教育子育て支援事業には、すこやか赤ちゃん出産祝金事業への支出ということでした。

特に、このふるさとの次代を担う子どもたちの教育、子育て支援に関する事業の充当先に関連してですけれども、町長にぜひご検討をお願いできないかという事例がございまして、今、全国的に子どもの居場所づくりという取り組みが展開されております。氷川町でも「井戸端プロジェクト・氷川町子どもの広場」という団体がありまして、小中学生の子どものためにボランティア活動をされております。平成29年2月から最初は野津交流館で、平成30年9月からは三神宮前のグループホーム花音の隣の施設で活動をいらっしゃいます。運営しているのは、大学生のほか、民生委員さんなどで6名の女性がされておられまして、登録をしている子どもたちは、竜北、宮原の小中学生30人、常時15、6人の参加で、参加費は無料だそうです。毎週土曜日、午前10時から午後3時までで参加費は無料ですが、発足時には自分たちの出資金で運営して、平成30年度は労金からの15万円の援助を受け、今年度、平成31年度は共同募金からの20万円の支援、それが来年度は半分の10万円になって、そのあと打ち切られるそうです。最低でも年間20万円ぐらいは必要ということで、今から憂慮されているみたいです。地域が子どもを見守るという目的で、これからは不登校の子どもたちにも家族に声をかけていきたいということをお話されておりました。

こうした働きかけを自治体側から、支援補助金交付規則をつくって団体を募っているところが佐賀県とか四国にも出てきております。ふるさと納税の寄附先に、ふるさとの時代を担う子どもたちの教育、子育て支援に関する事業が継続されております。こうしたボランティア団体に支援を行ってみたらどうかと思うのですが、町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃいました井戸端プロジェクト、私も承知をいたしております。今、全国では子ども食堂という形で名前が付いているようでございますが、うちの場合はそれとは若干違うというふうな話も聞いております。大切なことは、誰が誰のために、何のためにその会議を開いているのか。その趣旨は何なのか。その辺りはしっかりと、やはり教えていただきたい。

町では学童保育所、それぞれの各学校に設置をいたしております、毎日、土曜日も含めてお預かりをしております。必要な方は、そういった制度を大いにご利用いただきたいと思っておりますが、それ以外でいわゆる学童保育を利用できない方で、そういった井戸端でお寄せいただかなければならない人がいらっしゃるとするならば、それはやはり福祉の面でしっかりとサポートすべきであって、ボランティアに任せておくわけにはいかない話でございます、何がどのような方がその必要があるのかというのをですね、ぜひ私は1回、開催していらっしゃる皆さん方からお話を聞かせていただきたいなという思いがございます。その上で、必要な応援ができるところは、しっかりと応援をしていくべきだろうなというふうに思っております、それぞれ責任を持ってやるべきものをやる。その周りをボランティアという形でサポートしていただくというのは一番良い形でありまして、誰かが何か一人歩きをして、その分を行政側が後追いするような形はあまりよろしくないというふうに思っておりますので、ぜひそういった内容をまた聞かせていただきまして、応援できる場所があれば、ぜひ応援をしていきたいなというふうに思っております。

昨年度も社協のほうにも申請が上がってございました。社会福祉協議会は、やはり皆さま方の町財で運営しておりますので、そこからの支援を決定してございましたところ、いわゆる共同募金会からの決定が県から来ますから、これはご辞退しますというような話で社協からの支援は差し止めたところでございまして、いろんな形の支援はできるかなと思っておりますので、ぜひまたその辺りもですね、お知り合いでありますならば、ぜひおつなぎをいただきまして、その話も聞かせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。濤岡課長のほうから、今年度の目標額は3,000万円、ふるさと納税の目標額は3,000万円という話がありまして、少しですね、ふるさとを応援しようという制度で、これが税制改革でスタートしたわけですが、先ほども話しましたように、埼玉県のほうではちょっと制度自体がおかしいということで、ふるさと納税の意味合いからちょっと逸脱しているというふうな話もあって、この制度がいつまで続くかどうかというのがちょっと不透明な部

分はあるんですけども、今後、先ほど3割自治体の話もしたんですけども、人口が減少して住民税が減ったり固定資産税も老朽化に伴って減ってくると、そういったことを考えたならば、このふるさと納税は納税者が地方に納税するということで、その地域の地域産業が活気づくということになるわけです。ですから、これはもっと氷川町出身の人たちにも、私たち議員サイドも、議会サイドも応援してこの3,000万円に届くようなことを働きかけが必要だと思います。

この点で、実はこれがスタートしたときに在職していたものですから、ちょっと親戚に声をかけまして、ふるさと納税を応援してくれと頼みました。そうしたところ、確定申告が必要なんですよね。それが面倒だということで、1回限りで終わってしまいました。ところが、これが4年前からふるさと納税ワンストップ特例制度というのが創設されております。申請書を自治体に提出すれば、確定申告をしなくとも、この住民税の寄附控除というのが受けられるようになっております。

この点は、税務課長、関連してからの通告の範囲内ではあるんでしょうけれども、この点をちょっとお伺いしてもよろしいですか。

○議長（上田健一君） 税務課長、西田美子君。

○税務課長（西田美子君） それでは、ふるさと納税のワンストップについてお答えいたします。ワンストップ特例につきましては、確定申告の不要な方がふるさと納税でその申告をされ、その方が確定申告をせずとも住民税からのふるさと納税の寄附控除を受けられるというものになりますので、所得税の寄附控除を受けられる場合には、現在も申告が必要ということになります。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） かえってわずらわしくなったんですか。前は、確定申告1回で終わっていたのが、自治体に申請書を出して住民税の控除ができたのが一つと。所得税は所得税で、またする必要があるという形ですかね。住民税だけを考えたならば、それで制度的にはいいわけですね。

○議長（上田健一君） 税務課長、西田美子君。

○税務課長（西田美子君） 住民税の場合が確定申告の必要がない場合は、ほかに要件ありますけれども、必要がありませんが、あくまでいろんな確定申告ですね、ほか控除もございしますが、確定申告をされる場合には、この場合も含めて全額を寄附金として入れる必要があるということでございます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 最後をお願いします。この寄附制度、税制というのが2,000円を超える金額について、個人の住民税の所得割が約2割を上限とする金額が2

割以内ということですが、例えば10万円、氷川町以外の人で、お勤めの方が住民税を払っている人が年間10万円、住民税を払っていたとすると、その2万円分がふるさと納税として寄附ができる。氷川町に寄附ができる。なおかつ返礼品がいただける、そういった制度で、ふるさと納税の制度はよろしいんですね。

○議長（上田健一君） 税務課長、西田美子君。

○税務課長（西田美子君） 今、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今、言いましたように、3,000万円の努力目標で、担当課長が頑張っておられるということでございますので、私たちもぜひ応援をして、自由に使える税金として3,000万円以上、頑張ってもらえるように住民の人たちにも、都会にいる人たちに声をかけてくださいということで、周知していければというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（上田健一君） 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

ここで、11時30分まで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時28分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、吉川義雄君の発言を許します。

○6番（吉川義雄君） 皆さん、こんにちは。6番議員、吉川義雄です。質問通告に沿って2項目質問をいたします。

最初に、高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業の進捗状況と、町内交通網対策についてお尋ねをいたします。

年度初めの予算議会で、藤本町長は、「地域でいきいきと暮らせる保健福祉のまちづくり」を掲げられ、今年が目玉として新規事業として、高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業に取り組むことを表明されました。町内では公共交通機関の整備を求める声が多くあり、この事業に対する期待の声が上がりました。一方、この事業の対象者や支援の規模については異論も出ています。そこで始まったばかりではありますが、事業の進捗状況はどうなっているか、いくつかお尋ねをいたします。

昨日、町長からこの事業の報告がありました。8月末時点で137名の方がこの事業を受けられています。対象の約2割ということでしたが、この事業の対象とな

る人への周知はどのようにされましたか。対象となる人で、まだ申請をされていない人がおられますが、未申請者の方への具体的な対策は考えておられますか。現時点での利用状況はどうなっていますか。月ごとの利用状況が分かればお聞かせください。また、利用者の方の意見が集約されておられるでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。この事業の対象となる人は、住民税非課税、車がないなどの条件があります。対象を広げてほしいという声を聞きます。対象者を拡大する考えがありますか、お尋ねをいたします。

町民の皆さんの中には、最近タクシーがない。電話をしてもすぐに来ないので、困っているという声があります。買い物に行くにも大変、何とか町内を回る循環バスや乗合タクシーを氷川町も始めてもらいたい、こういう声がありました。地区の総合振興計画をもう一度見ました。この中にもいくつかの地区からは、交通手段の整備を求める声が上がっています。私は町内の交通網整備については、町が検討していると思いますが、この検討状況はどうなっているか、お尋ねをいたします。

次に公共工事、県営湛水防除事業による住宅等への損傷被害が発生しました。私は、この被害が出たのは事故だと考えています。公共工事の影響で、こうした被害が出るということは絶対あってはならないことで、2度と起きないようにすることが大事です。そのためには、原因をはっきりさせることが必要だと思います。そこで、お伺いをいたします。住宅の基礎や壁のひび割れ、住宅の傾き、地盤沈下、畑や道路の亀裂、また一部道路の地盤沈下など、多大な被害が発生しておりますが、町は被害状況をつかんでおられますか。また、被害の状況をどう考えておられますか、お尋ねいたします。

これは工事中に起きた、私は事故と申し上げます。被害発生 of 要因、原因がどこにあったと考えておられますか。また議会に対し、報告があったのは先の議会終了後でした。工事主体となっている県が被害状況を調査中であるとのことでしたが、県から被害の調査、被害の全貌について町に報告があったのでしょうか、お尋ねをいたします。被害者への補償は県が行うことになると思いますが、町はどう考えていますか。被害を受けられた人の意見を尊重して、誠意を持って対応してほしいと思います。

以上、2点、質問をいたします。担当課、または町長の答弁をお願いいたします。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君の質問事項は2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業の進捗状況と、町内交通網の対策についてのアからオまでの答弁を求めます。

福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 吉川議員の質問の1、高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業の進捗状況につきまして、関連しますアからエまでを福祉課からお答えします。

ア、この事業の対象となる人への周知はどうされていますかにつきまして、対象者の要件としまして、本町に居住し、かつ本町の住民台帳に記載される者であって、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町が事業主体である使用料などに滞納がない方で、次のいずれかに該当される方、一つが運転免許証を持たない、事業年度の4月1日に75歳以上の方のみの世帯で、前年度の町民税が非課税世帯。もう一つが身体障害者手帳第一種、療育手帳A1、もしくはA2、または精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者が助成の対象となります。

周知方法としましては、6月号の広報誌で紹介し、民生委員協議会、老人クラブ連合会役員会で説明を行い、周知のお願いをしております。また、包括支援センターからも周知を行っている状況となっております。

イの対象となる人で、まだ申請されていない人への今後の具体的な対策はありますかにつきましては、これまで同様、包括支援センターや民生委員さんに周知の依頼をはじめ、広報紙、ホームページ、防災無線での案内を計画しております。また、障害者手帳を交付するときに紹介、老人クラブ連合会や身障者福祉会の会議の場を利用したり、いきいきサロンでの紹介などを考えている状況です。

ウの現時点での利用状況はどうなっていますか、また利用者の意見等の集約はされていますかにつきましては、申請状況は6月上旬から申請の受付を開始し、6月24日付で最初の利用者証を交付しました。8月末時点で137名の方へ利用者証の交付を行っております。交付者の内訳は、竜北地区、宮原地区、半々となっております。75歳以上の方が8割、障がいを持たれている方が2割となっております。利用状況は、タクシー会社から月末締め翌月10日までに請求をお願いしております。そのため、7月までの実績となりますが、延べで159件の請求がっております。利用目的の割合は、通院64パーセント、買い物23パーセント、その他13パーセントとなっております。利用時間は、午前が54パーセント、午後が46パーセントです。

利用者の意見の集約につきましては、現時点での集約は行なっていない状況です。

エの、この事業の対象を拡大する考えはありますかにつきましては、6月から取り組み始めた新規の事業となります。まずはこの事業を多くの方に知っていただくために、周知を優先に取り組みたいと思っております。今後、年に1回は包括支援センター、民生委員や老人クラブ連合会、身障者福祉会、タクシー会社など関係者との意見交換会を開催し、課題や要望を整理しながら前向きな検討ができればと思

っております。

これで福祉課からの答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） オの町内交通網の整備について、町民の要望がありますが、検討はされていますかについて、総務課よりお答えします。

現在、氷川町における公共交通機関としましては、タクシーや国道及び県道を主に通る路線バスがあります。高齢者等の交通弱者に対する移動手段としましては、町が主体となって実施するコミュニティバスやタクシー事業者に委託し運行をする乗合タクシー、タクシー利用の際に、その運賃の一部を助成するタクシー乗車運賃助成事業があります。

まず、コミュニティバスにつきましては、町が主体となり運行するもので、交通空白地帯の住民を対象とする交通空白輸送事業と、一定以上の障がい者や介護認定を持つ方を対象とした福祉輸送事業、福祉バスがあります。町内循環バスとして運行することができます。しかし、公共のバスと同様に、発着場の設置や町でのバスの購入、運転手等の雇用の経費面や地域公共交通会議を設置しまして、陸運局の認可や地域周辺のタクシーやバス事業者への合意形成が必要となります。運行後の利用者が少ない場合、リスクが大きいものとなります。

次に、乗り合いタクシーにつきましても、実施の主体をタクシー事業者へ委託し、予約の上運行するものとなります。コミュニティバスと同様に、地域公共交通会議の設置、陸運局の認可、利用者が少数の場合、運行が難しい点や地域の公共交通機関事業者との合意形成が必要であり、受託する事業者があるかどうかという心配な面もございます。

タクシー乗車運賃助成事業につきましては、乗車するタクシー料金の一部を助成するものであり、バス購入、運転手の雇用、地域公共交通会議の設置、陸運局の許可が不要であります。また、地域のタクシー事業者利用の促進にもつながります。また、自宅から利用先まで1人で移動できるという大きいメリットがございます。これらを踏まえ、本年度より本町ではタクシー乗車運賃助成事業として、高齢者等福祉タクシー助成事業を3年間の実証、実施をしております。本事業の利用者数や利用状況を今後見た上で、他の交通網整備が必要であるか、把握、検討に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、オの答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 事業の対象者への周知徹底は、広報誌、民生委員さんや支援センターを通じて行ったということであります。

実は、私は何人かの方と話をいたしました。先月から仕事の関係で一人暮らしの人のところも訪問するようになったんですが、話をすると、「病院に行くときはタクシーを利用して、タクシーの利用が良くなったという話もちょっと聞いたけどよく分からないで、そのままにしている」という方がいらっしゃいました。この人は、私が見た限り、きっと対象だろうなというふうに思ったわけです。「ぜひ、役場にももう1回尋ねてください」というふうに声かけをいたしました。また別の方は、女性の方ですけども高齢の「役場に行くのにもタクシーがかかるので、申請すればよかったですらうけど、まだしてない」って、こういうふうに言われたんです。

確かに、そうだなと私は思います。役場に近い人はいいかもしれないけど、遠い人はよく内容も分からないということで、申請を躊躇するということが起きていると思うんですね。だから、あえて周知徹底をもっと頑張ってもらいたいというふうに私は思って言ったわけです。

広報誌に載せる、行政無線もするというふうに、先ほど課長の答弁がありました。ぜひ民生委員さんあたり、あるいは支援センターあたりの人を通じて、対象となる人には「どうですか」と声かけをですね、積極的に一つやっていただきたいと思うんですが、その点だけちょっと答弁ください。

○議長（上田健一君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 民生委員さん、包括支援センターの方々も、今でも対象となると思われる方には声かけをされていると思いますけれども、これまで以上に声かけ等の充実を図っていききたいというふうに、お願いをしていききたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 利用状況については、先ほどありまして8月末で137名ですね。75歳以上の方が8割ということでありました。そして、実際利用したのが7月末で159件、病院、買い物がまとめられています。私は、この状況をぜひしっかりまとめていただいて、何が一番、車が必要か、移動は何が中心なのかというのをしっかりつかんだ対策が必要だというふうに思います。

私が聞いた中で、あと言われたのは「どこに、いつも行かれますか」「病院と施設」と言われたんです。介護施設なのかなというふうに思うのですが、そして買い物なんですね。ところが買い物は、尋ねた方の話では、「息子あるいは娘さん家族に1週間に1回来てもらって、ついでに買い物に連れて行ってもらう。そして、病院にかかったときに帰りに買い物して帰ってくる」というふうに言われました。病院や買い物に、大いにこの事業を始めたわけですので、ぜひ使っていただきたいと

思うわけです。だから、この状況をしっかりつかんでやっていただきたいと思えます。

最後に、この項目で対象者の拡大について、今は3年間やって実績を見てからということだろうと思いますが、実は対象にならない人、車はあるけども息子たちが車を使って、昼間は何もないと。だから結果的に、自転車で行くか、歩いて行くか交通手段がないんだという話もされました。そして、ある施設に入っておられる方は、「もらえる人ともらえない人は、どこに差があるんだろうか」と言われたんですね。やはり一定の年齢に来たら、みんなにやるように、この人は「町長さんに言ってください」と、私に言われたんですよ。

私は、やはり前向きに、将来的に考えれば、やはりこれから先ますます高齢者が増えて、そして免許も返しなさいとか、いろんなことが言われる中で、交通弱者というのはますます増えてくるわけです。だから、そういうことも将来的には検討していこうという気持ちがあるのかどうか。先ほど周知徹底をして3年間やって、前向きに考えるというふうに最初に述べられたかと思うんですが、将来的にはそういったところも考えているというふうに受け取っていいですか。

○議長（上田健一君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 今回は、福祉面から特に交通手段の乏しい高齢者や障がいをお持ちの方を対象としまして、実証実験という形で3年間を執り行います。それと年に1回は、関係者の方々を招きまして、対象者等によります協議のほうも行っていきたいというふうに考えております。

その中で、どういう今後の対象者がふさわしいかという検証の中で、つかめていたらというふうに考えているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 利用者の方の意見といたしますか、声を聞くことがやっぱり大事だと思います。今すぐとは言いませんが、将来的にはぜひこの事業というのを拡大して行っていただきたいというふうに思います。町民の方の気持ちも、まさにそこだというに思います。オの項目で、交通網の整備の検討についてお伺いをいたしました。いろんな事業があるんだという紹介がありました。その中でタクシー利用支援事業を3年間執り行うということであります。

総合振興計画で、地域で安心して暮らせる町のプロジェクト、また交通弱者移動手段の確保を図るということが詳しく書いてあるわけですが、このタクシー会社との連携、これが今度計画で載っていたタクシー会社との連携により、補助の条件を設けてやりますというのは、今回取り組まれたというふうに思うわけですが、もう

一つ、総務課の担当で交通弱者のニーズにおいた輸送サービスの充実の中に、既存のバスサービス整備事業というのがあります。現在、氷川町ではバス会社への補助金を出していますが、過去3年間の補助金、いわゆる負担金というふうに決算では出てくると思うんですが、これはどうなっているか、分かりますか。

○議長（上田健一君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 平成30年度の実績としましては、地方バスの対策補助金といたしまして1,344万6,000円を補助いたしております。それと、この収入になりますが、交通安全対策特別交付金ということで交付金がございます、こちらは134万8,000円をいただいているところです。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 年間平均して1,500万円から1,300万円で、補助金を出しているわけですね。令和元年度当初予算では1,500万円を組んでありますが、私は残念なことに、バスが走るわけですけども、役場には行けないという、通らないというのがですね。しかし、今のバスを維持しないといけないわけですので、負担金をどうのこうとは言いません。

今、どこの町でもこの交通手段の確保は大きな課題になってきているわけです。バスが走るのを止めた地域もあるわけですが、先日、新聞を見ていましたら、芦北町とか、もう1回実証実験をやろうとか、いろいろなものが取り組まれています。そして、山都町やあるいは熊本市では、今度は免許を返納した人に対してはバスを無料にするとか、1年間無料にするとか、いろいろなものがあります。

そこで、ほかに何かないかということで、いろいろ調べてみたのですが、経済産業省が交通弱者、買い物弱者の取り組みを紹介しているのがあります。地方公共団体における買い物弱者支援関係制度一覧というのが、平成29年4月に作成されたものがあります。かなり量の多いことだったんですが、九州管内の取り組みは92自治体が取組んで、半数の40自治体はバス、タクシーを利用した事業をしています。共通しているのは、目的が買い物支援は福祉の向上だというふうに謳っているわけですが、課長、そういう資料を一度見たことがありますか。

○議長（上田健一君） 総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） ありがとうございます。そういった情報を議員さん方々から、ぜひ私のほうにも届けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 先ほど言いましたバスの補助金が付いているわけですが、そんなに多くはないですが、例えば福岡の北九州では、この補助金を使って「買い物応援ネットワーク」とか、あるいは「商店街賑わいづくりスタート」とか、いろんな

事業があつて3,000万円とか補助金が来ています。小さな町でも、200万円とか300万円とか、どういふことをやるのかなといふのはありました。飯塚市はうちとは違いますが、予約して乗合タクシー運行を始めています。ここは6,270万円の補助金が出ているわけですね。いろいろあるんだなといふふうに思いました。大川市では1,100万円の補助金を受けているといふ、そういうのがありました。

私がやはり先ほどから、西尾議員も税金の問題を話ししていましたが、これから先、人口も減っていくわけで、なかなか厳しい状況になってくると思いますが、そういう点ではこういった補助金を大いに生かしてやっていただきたいと思つています。

町長の施政方針を先ほどちょっと述べましたが、「地域でいきいき暮らせる保健福祉のまちづくり」といふことでこの新規事業を始めたわけでありまふ。ずっと見てみたら、よその市町村を見てみたら、やはり人がいきいきと暮らせるまちづくりにするためには、外に出る人をつくらないとだめなんだといふ、閉じこもったらやはり病気になるリスクは高いといふことが、ずっと見た中で載つておりました。ぜひ、そういう点では、積極的に議論をされていると思つていますが、大いにやっていただきたいと思つています。

最後に、熊日新聞に氷川町など2社が運行中止、タクシーのことが載つておりました。氷川町と八代市の一部で、タクシー運行台数が激減している。氷川町が高齢者らのタクシー料金助成を始める矢先に思わぬ事態、町民生活に影響を及ぼす懸念が出ているといふ、この熊日の記事がありました。私はそういう点では、やはりこの事業がうまくいくためには、これを利用する人が増えればタクシーも当然待機することになると思つています。

この事業は、町長が一つの大きなものとして取り組んだわけですので、課が積極的に、これについては利用の促進に努力していただくことをお願いして、この項目を終わりたいと思つています。

○議長（上田健一君） 次に、質問事項2、公共工事（県営湛水防除事業）による住宅等への被害対策についてのアからエまでの答弁を求めます。

農地課長、星田達也君。

○農地課長（星田達也君） それでは、吉川議員の質問に対し、アからエまで一括してお答えいたします。

まず、アの被害状況をどう考えているかについてお答えします。まず今回の件では、被害を受けられた方には大変ご迷惑をおかけしたと考えており、復旧に向けた一刻も早い対応を県にお願いしていたところですよ。工事着手に際し、工事に伴うク

レーン車やダンプなどの大型車両の通過により、周辺道路の劣化についてある程度想定されたため、道路管理者である町から県に注意を払うようお願いしていました。また、周辺住宅についても県のほうで、工事車両や重機による影響を想定し、家屋や倉庫の事前調査を行っていただいておりますけれども、擁壁の傾き等による被害発生までは想定していませんでした。

次に、イの被害発生の要因についてお答えいたします。既設水路の改修ですので、水抜きして擁壁を改修する施工方法になります。既設水路の矢板護岸は自立する工法でありましたので、施工方法に問題はないという認識でした。しかしながら、水を抜いた段階で既設擁壁が傾いたため、地盤の一部の沈下が発生しました。これは熊本地震の影響により地盤が多少脆弱になったこととあわせて、矢板の経年劣化によることが要因と考えられます。この件につきましては、既に工事で対策済みであります。今後の工事につきましては、施工中に既設矢板の変動が発生しないよう、最善の策を講じていくことを申し添えます。

次に、ウの調査結果についてお答えいたします。被害状況の調査については、町からも早急な対応を県に要請し、既に調査が行われております。その結果についても県から報告を受けており、被害対象は12世帯で住宅6棟、倉庫13棟、道路延長532メートル、圃場内道路交差点8カ所に被害が出ている状況です。今月17日に、地元住民への説明会を予定していますが、被害を受けた道路舗装と導水路のかさ上げ等の説明に加えて、被害調査状況の報告と今後の対応についても説明を行っていただく予定です。家屋等の補償につきましては、個別交渉を予定されており、現在県で補償の算定を行っていただいております。なお、道路の舗装につきましては、既に発注の準備に入っており、年度内に完了の見込みです。

次に、エの補償に対する町の考えについてお答えいたします。県が主体の事業とはいえ、地元の事業でもありますので、当然被害を受けられた方の意見は十分に尊重したいと考えていますし、県にも十分な対応を要請しているところです。補償の個別交渉におきましても、被害を受けられた方が納得されてから契約を行うという回答を得ています。町としましても地元説明会や個別交渉には常に同席していますし、これから排水機場の建設と併せて導水路整備工事も続いていきますので、今回のような事故が発生しないよう、県とも連携を取りながら事業遂行を図っていきたいと考えています。さらに工事の進捗及び今後の計画についても、適時に地元住民へ説明を行っていただくよう県にお願いするなど、地元住民に寄り添った姿勢で臨んでいく考えです。

以上で答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 実は、議会に報告があつて、その日に現場に駆け付けようと思つたのですが、できずに翌日、私は行ってみました。被害の状況は、私が予想していたよりもかなり深刻な状況です。この工事によって、水路を挟んだ両側の住宅、倉庫が被害を受けているわけですが、住民の方といろいろお話をすることができました。結果として、水路を挟んで25世帯あるのですが、半数以上の所で何らかの被害が起きていたということですね。

課長は、先程の答弁の中で、十分な注意を払っていたけども被害が発生した。想定しないことが起きたということと言われましたが、こういう工事をするにあつては、いわゆる工程表に基づいて作業が進められていくわけですが、その工程表どおり工事が行われたというふうに判断されていますか。

○議長（上田健一君） 農地課長、星田達也君。

○農地課長（星田達也君） 今ご質問のとおり、工程表どおりに工事は進んだというふうに認識しております。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今後、同じような工事が続きます。そういうことになるので、私はもし工程表どおりに、決められたとおりの作業順序でやって、これが出たのなら、今後は大いに考え直していただきたい。県に対して考え直していただきたいというふうに言いたいわけです。

地元の話では、矢板を打って水を抜いたら傾いたと。「大体、最初から何で突っ張り入れとらんかったのか」というのは地元の話なんですね。このような工事を行う業者にも話を聞いたわけですが、「矢板を打ち込む深さ、水路の深さそういうことを考えれば事前に分かるはずだがな」というのが業者の人の話です。

実は、そこがコンクリートを打ってあるのかどうか分かりませんが、氷川町のこの湛水防除のことがインターネットで調べたら載っていたわけですけども、実は農業水利施設の補強工事に関するマニュアル、開水路補修編というのがたくさんあるんです。必要なところだけ、私が自分でコピーして、これを読みました。これが即、あの工事に合うのかどうかというのは分かりませんが、この工事はそういう点では、本当にそういうふうにされたのかなというのを心配いたします。私は、予期せぬことだったと、想定外だったということで済ませてしまえば、また同じような被害が出る可能性があります。工事の主体は県ですので、私は県が原因をはっきりさせて、そして同じことが2度と起きないように工法に、ここでやってもらうように、私は県に強く申し入れていただきたいと思いますが、担当課長、そこは大丈夫でしょうか。

○議長（上田健一君） 農地課長、星田達也君。

○農地課長（星田達也君） 今ご指摘がございましたように、矢板の突っ張り等がなかったということも要因の一つではないかというふうに思いますので、今後、導水路の北側の工事のほうが進んでいきますけれども、そちらのほうにつきましては、区間を分割しまして、短い区間で工事を行い、さらにその矢板につきましては、倒壊防止の突っ張りを事前に入れるなどの善後策というのは当然県のほうでも考えておられますし、うちのほうからもこういう事故は発生しないようにということで、強く要望しているところでございます。

以上です。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 課長の答弁で、被害を受けた方の立場に立って、県に対しても町ではしっかり要望をしていかれる、被害者の意見を尊重して、その立場に立って、県に対してもものを言っていくということを先ほど述べられたと思います。

私は、実際行って見てみると、中にはまだ新しい家で、建てた人は本当に残念だろうなど、被害を受けてですね、残念だろうなどというのが分かりました。この方は、「この事故が起きて2度目の梅雨が来るとですよ」という話をされたんですよ。だから、意外と早くこの被害が出たんだなというふうに思いました。

私は、県の工事、町がする工事もですが、町内でいろんな工事をして、こういった被害が出た場合、私は議会に対しても、いち早く報告してほしいと思うんです。この報告を受ける前に、他町村の人から「氷川町で、公共工事でえらい被害が出ているんだけど、知っていますか」というのがあったんですね。残念ながら、私は知りませんでした。議会のあとに報告、このことかというふうに思ったわけですが、やはりこういうのは議会もしっかり対応していくというのが大事だというふうに思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（上田健一君） 農地課長、星田達也君。

○農地課長（星田達也君） 実際、報告が行われておりませんでしたことは、お詫びいたします。今後、こういったことがないように、県が主体の事業とはいえ、事故が発生した場合には、いち早く議会のほうにも報告をさせていただいて、今後の対応とも併せて検討させていただければと考えております。

以上です。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 最近、全国的にですけれども、豪雨による被害が発生しています。議会冒頭に町長も述べられましたが、佐賀県内を襲った豪雨で、佐賀平野は一晚で水に浸かってしまいました。

私は、その前にこの佐賀に用事があって行ってきました。自分が通った所が浸か

ったんだとニュースで見てびっくりしましたが、氷川町の地形も私はよく似ていると思うんですね。氷川もそして八間川も河床が高くて、ちょうど満潮に重なれば排水がままならない、大雨が降ったときにはですね、そういう状況になるわけですね。だから、同じような被害が氷川町にも必ず起きるといふふうに私は思っています。雨が降ったとき、私はいつも県道から下をずっと見て回るようにしているんですが、そういうことから、県が主体となって行われている湛水防除事業というのは、氷川町にとってはただ単に農家だけではなくて、地域に住んでいる人たちの命を守るためにも本当に必要です。だから、急いでやらなければならないし、議会も町長も強く国会に要望もされていると思うんです。だから、そういう点では、そういう認識で工事を急がなくちゃならないけれども、絶対事故を起こさないと。何のための工事かとなってしまふわけですので、私はそのことを強く述べておきたいと思えます。

今回の工事で被害を受けられた方々の立場に立って、県にもしっかり物を言っていきたいと思えますし、ぜひ町長もその立場で訴えていただきたいと思えますが、今回のこの湛水防除の被害、ここについての町長の見解を最後に聞かせてください。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 議員からご指摘ありましたとおり、公共工事で事故が起きるといふのは決してあつてはならないことでもあります。ただ、そのことが今回起きてしまった。このことにつきましては、しっかりと県のほうも反省をされているものといふふうに思っておりますし、私どももその促しをしていきたいなといふふうに思っております。

議員おっしゃいましたとおり、この事業は農業だけではございません。私たちの生活を守るための大切な湛水防除事業でありまして、何が何でもこれはやり遂げなければなりません。今回のこのような事故が、今後の事業に影響を及ぼすようなことがあつてはなりませんし、そういうのがないように、これからはしっかりと県と向き合っていきたいといふふうに思っております。

私も先般、夕方、大雨が降りまして、ちょうど県体の激励会が夜ありまして、そのとき降っておりましたけど、心配になりまして町内、それから宮原地区も回ってみました。氷川中学校の前のあの川が、もう冠水してあふれんばかりになっているんですよ。あの1時間、2時間の雨で、ああいった状態になるということをごまごまざと私も実感したところでありますし、これは町内至る所で起きる可能性がある部分でございまして、こういった災害が起きないように、そのための今、事業を進めているわけでございますので、今後もしっかり事業が推進していきますとともにですね、決して事故が起きないように、そういった工法もしっかりと、また県のほう

にも力強くお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 町長の答弁で、ぜひ町民の皆さんが安心してというふうに思いますので、県に対してはくれぐれも今後の工事について事故がないように申し述べていただきますことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田健一君） 以上で、吉川義雄君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時15分